

(仮称) 箱根町住民自治基本条例

策定委員会だより

No.16

最終号

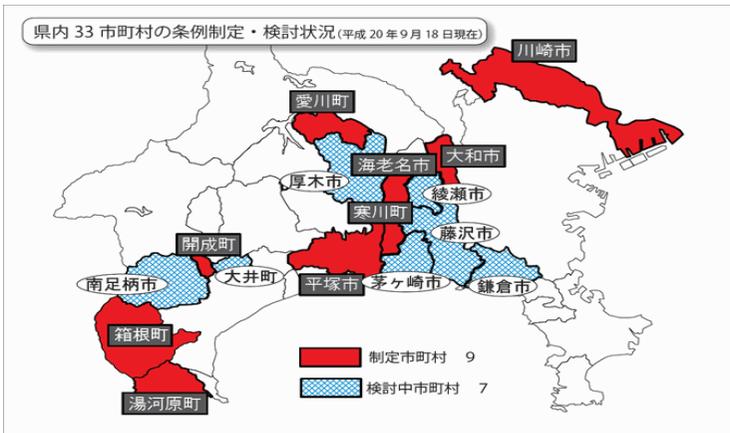
発行 箱根町企画観光部企画課

第18回 策定委員会開催

自治基本条例が成立

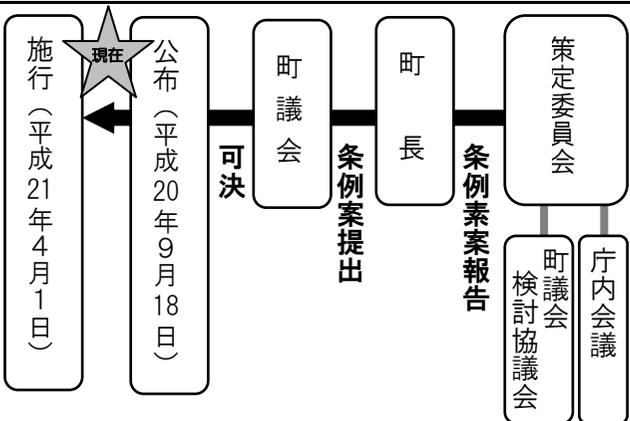
町議会6月定例会に上程し、特別委員会に閉会中の継続審査として付託されていた箱根町自治基本条例案が、町議会9月定例会において、全会一致で原案のとおり可決、成立しました。

県内の自治体では、条例の公布日である9月18日時点で、9番目(町村では5番目)の制定となります。



条例制定後初となる第18回策定委員会(10月30日開催)では、これまでの経緯について確認を行いました。

条例施行までの道のり



第19回 策定委員会開催 (最終回)

自治基本条例の

スタートへ向けて

去る2月2日、第19回策定委員会を開催しました。

平成18年10月の発足以来、約2年半、50時間に及んだ策定委員会の活動は、今回で最後となりました。

この委員会では、制定された条例をいかに町民の皆さんへ効果的に周知していくかについて、これまでと同様に熱心な話し合いが行われました。



策定委員会 (最終回): 最後まで熱心な検討が行われた



今後は、「条例リーフレット」の配布や「まちづくり懇談会」の開催等を通じて、町民の皆さんに条例の理解を深めていただくことを確認しました。

こうして多くの検討を重ねた箱根町自治基本条例は、いよいよ平成21年4月1日からスタートします。